

新潟市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

新潟市長 中原 八一

新潟市規則第25号

新潟市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則等の一部を改正する規則

(新潟市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第1条 新潟市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成20年新潟市規則第78号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新潟市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

第1条中「新潟市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「新潟市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に改める。

(新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部改正)

第2条 新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成19年新潟市規則第88号)の一部を次のように改正する。

第9条第6号中「新潟市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「新潟市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に改める。

(新潟市環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第3条 新潟市環境影響評価条例施行規則(平成22年新潟市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第4条の6第1項中「新潟市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「新潟市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。